

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

番 号
令和 8 年 6 月 23 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 かつらぎ町地域公共交通活性化協議会
住 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地
代 表 者 氏 名 会 長 藤上 勝海

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名：かつらぎ町

計画名称：かつらぎ町地域公共交通計画

地域公共交通計画での記載箇所（頁）		
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	かつらぎ町地域公共交通計画 P5～6
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	かつらぎ町地域公共交通計画 P5～6
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	かつらぎ町地域公共交通計画 P5～6
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	かつらぎ町地域公共交通計画 P35～39

第2章 かつらぎ町の公共交通の将来像（基本構想）

2.2 将来めざす公共交通の姿

町内で運行している様々な交通手段には長所と短所があり、それぞれの特徴にあった特性が発揮できるような交通体系が望ましいとされています。

▼町内で運行している交通手段の特徴

交通手段	長所	短所
鉄道	➤ 一度に多くの人を運ぶことができる。 ➤ 地域間、都市間の輸送に向いている。	➤ 運行ルートが決まっている。 ➤ 行き違いが必要で便数の増加には限界がある。
路線バス、コミュニティバス	➤ まとまった人数を運ぶことができる。 ➤ 地域間の輸送に向いている。 ➤ 決まった路線を予約なしで乗ることができる。	➤ 運転に二種免許*11が必要。 ➤ 通れる道路に制限があり、きめ細かな運行が難しい。
デマンド乗合交通	➤ 数人程度の人数を運ぶことができる。 ➤ 地域内の輸送に向いている。 ➤ 予約に応じた運行でルートや時間設定に一定の自由度がある。	➤ 事前予約が必要である。 ➤ バスと比較して運行経費が高い。 ➤ 運賃を高め設定しないと、行政負担が大きくなる。 ➤ 利便性を高めすぎると、一般乗用タクシーの利用に影響がでる。
一般乗用タクシー	➤ 1人～少人数を運ぶことができる。 ➤ 個別の需要に応じたきめ細かな運行ができる。	➤ 鉄道・バス等に比べて、費用負担が大きい。 ➤ 予約が集中すると待ち時間が発生することがある。
ふれあいサービス、有田川町公共ライドシェア	➤ 一種免許*12で運転できる。 ➤ 地域内の輸送に向いている。 ➤ 予約に応じた運行でルートや時間設定に一定の自由度がある。	➤ 運行範囲が限定されている。 ➤ 事前予約が必要である。 ➤ 実費の範囲内での運行のため持続可能性に課題がある。

上記を踏まえ、本計画において町内の各交通手段が果たすべき役割を次のとおり定めます。

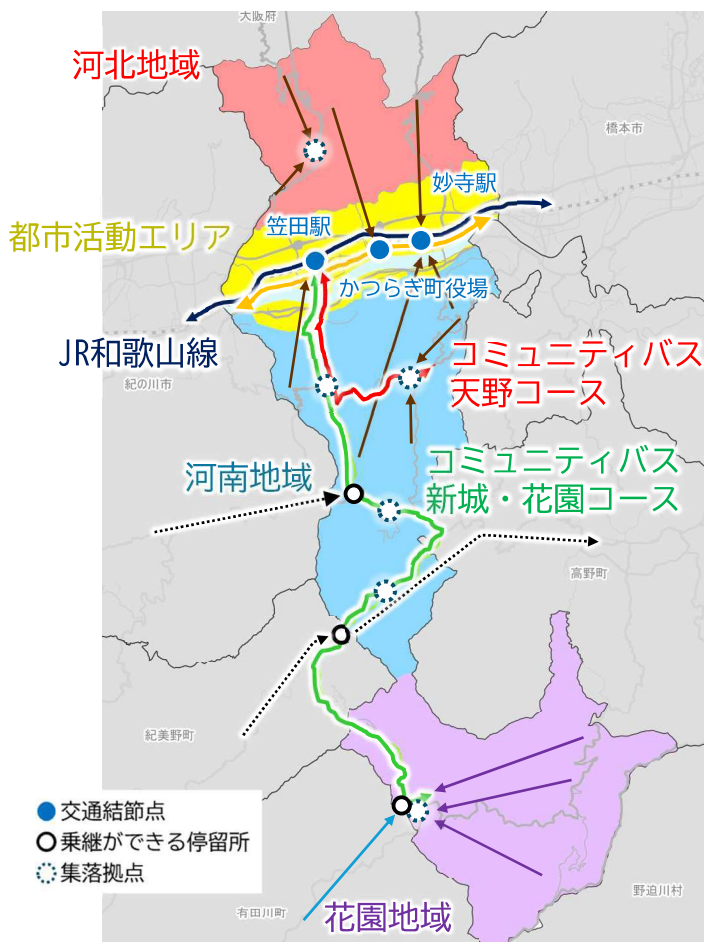
▼町内で運行している交通手段が果たすべき役割

交通手段	役割
鉄道	➤ 近隣市町間の大量輸送を担う。
路線バス、コミュニティバス	➤ 町内（一部町外を含む）の各地域間や紀の川沿いの都市活動エリアを結び、まとまった需要に対応した輸送を行う。 ➤ 予約が不要な形で気軽に乗って町内を移動できるようにする。
デマンド乗合交通	➤ 一般乗用タクシーと路線バス、コミュニティバスの中間的位置づけとして、自宅と目的地間を結び、乗合での小規模需要に対応した輸送を行う。 ➤ 一般乗用タクシーとは異なり、即時性*13は劣る。 ➤ 複数の予約を束ねて乗り合わせることで持続可能性を高めるようにする。
一般乗用タクシー	➤ 1人1人の需要に対応したきめ細かな輸送を行う。 ➤ 乗合交通で対応できない移動需要に対応する。
ふれあいサービス、有田川町公共ライドシェア	➤ 主に地域内のごく限られた範囲内で、予約に応じた輸送を行う。 ➤ 乗合交通や一般乗用タクシーで対応できない移動需要に対応する。

第2章 かつらぎ町の公共交通の将来像（基本構想）

▼幹線／支線において各交通手段が果たすべき役割

幹線／支線	交通手段	果たすべき役割
東西 幹線軸 都市間 幹線	JR和歌山線	町内外を結ぶ通勤・通学や買い物、観光など、都市間の大量輸送に対応する。
地域間 幹線	コミュニティバス	主に都市活動エリア内において、通院や買い物など複数の目的地間の移動に対応する。
南北幹線軸	コミュニティバス 新城・花園コース	主に花園地区や他市町と都市活動エリアを結び、通勤・通学や通院、買い物等の移動に対応する。
支線	コミュニティバス 天野コース	主に天野地区と都市活動エリア内とを結び、平日は通勤・通学や通院や買い物等の移動、土日祝日は観光（丹生都比売神社）を目的とした移動に対応する。
支線	デマンド乗合交通 「かつらいど」	地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、コミュニティバスでカバーしきれない中山間地域と都市活動エリアを結び、通勤・通学や通院、買い物等の移動に対応する。
支線	ふれあいサービス、 有田鉄道バス、 有田川町公共 ライドシェア	花園地域内と地域中心部等を結び、地区中心部（南北幹線への乗継含む）への通院や買い物等の移動に対応する。



▲実現をめざす将来の公共交通ネットワーク

地域公共交通確保維持事業の必要性

本町は紀の川の南北に中山間地域を有し、谷筋沿いに集落が存在しています。これらの集落の住民は、鉄道やコミュニティバスへのアクセスが容易ではないため、車を気軽に利用できない人々の移動手段の構築に行政として取り組んでいく必要があります。

支線は主に町内の移動手段としての役割を果たすとともに、幹線（鉄道）に接続することで広域への移動を可能にする重要な役割を担っています。

しかしながら、交通事業者や自治体の運営努力だけで維持することが難しいことから、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）の活用により、運行を確保・維持する必要があります。

地域公共交通確保維持事業を活用する系統の概要

運行系統名	デマンド乗合交通
起 終 点	かつらぎ町の旧花園村地域を除く全域
区 分	4条乗合
運行の様態	区域運行
運行主体	交通事業者

4.1 目標の評価指標(KPI)の内容と考え方

第2章で設定した目標に対し、その達成状況を評価するための評価指標を以下のとおり設定します。

▼本計画で位置付ける評価指標

目標	考え方	評価指標
計画全体の評価指標	本計画で実施する取組の成果（アウトカム）として、計画全体の評価指標を定めます。	①公共交通の利用者総数 ②交通手段別の満足度 ③行動変容した人の割合
目標1-1 幹線軸のサービス水準の維持・確保	幹線軸のサービス水準の達成状況と、それを維持できる利用状況かどうかを把握する評価指標を定めます。	④幹線軸の運行便数 ⑤幹線軸の利用者数
目標1-2 交通結節点や幹線軸の機能の充実	交通結節点や幹線軸の機能の充実を図るための評価指標を定めます。	⑥交通結節点や幹線軸の機能の充実に係る事業の実施数
目標2-1 送迎負担の軽減	取組の成果として、送迎負担の軽減に係る状況を把握する評価指標を定めます。	⑦送迎をしてもらう／送迎をする割合 ⑧送迎の負担感 ⑨公共交通分担率
目標2-2 免許返納の促進	運転不安世代を中心に、免許を返納しても生活できるかを把握する評価指標を定めます。	⑩免許返納者数
目標3 多様な主体と連携した公共交通施策の展開	多様な主体と連携した公共交通施策の展開状況を図るための評価指標を定めます。	⑪他分野と連携して実施した事業の実施数
目標4-1 運転手等の担い手確保	公共交通サービスの持続可能性を高めるため、運行の担い手の確保状況を把握する評価指標を定めます。	⑫バス・タクシーの二種免許取得支援制度の利用者数
目標4-2 収支改善と公的資金の最適配分	公共交通サービスの持続可能性を高めるため、収支と行政負担の状況を把握する評価指標を定めます。	⑬公共交通の公的資金投入額（町負担分） ⑭公共交通の収支率

4.2 KPIに基づく目標値の設定と調査方法

それぞれの評価指標における目標値とその考え方、評価方法等について、以下のとおり設定します。

▼各評価指標の内容 (1/4)

評価指標① 公共交通の利用者総数			
評価対象	鉄道、かつらぎ町コミュニティバス、かつらぎ町デマンド乗合交通、ふれあいサービスの利用者数の合計（鉄道は町内各駅の乗車人数）	現状値	令和7年度評価 （令和6年度実績） 478,665人
目標値の考え方	現状以上をめざす		
評価方法、タイミング	毎年度、事業者から前年度の利用者数の報告を受け、活性化協議会にて取りまとめて評価を実施する	目標値	令和12年度評価 （令和11年度実績） 479千人以上
評価指標② 交通手段別の満足度			
評価対象	町民アンケート調査における鉄道、かつらぎ町コミュニティバス、かつらぎ町デマンド型乗合タクシーの満足度（満足＋やや満足の合計）	現状値	令和7年度評価 鉄道 38.2% コミュニティバス 37.5% デマンド型乗合タクシー 35.1%
目標値の考え方	現状以上をめざす		
評価方法、タイミング	計画最終年度に町民アンケート調査を実施し、評価を実施する	目標値	令和12年度評価 鉄道 38%以上 コミュニティバス 38%以上 デマンド乗合交通 35%以上
評価指標③ 行動変容した人の割合			
評価対象	計画の推進により、5年前と比べて「自動車を運転しなくてもよくなった」「家族などに送迎を頼まなくてもよくなった」「外出先が増えた」と回答した人の割合	現状値	令和7年度評価 48.6%
目標値の考え方	現状以上をめざす		
評価方法、タイミング	計画最終年度に町民アンケート調査を実施し、評価を実施する	目標値	令和12年度評価 49%以上
評価指標④ 幹線軸の運行便数			
評価対象	東西幹線軸（鉄道、かつらぎ町コミュニティバス）、南北幹線軸（かつらぎ町コミュニティバス）の運行便数	現状値	令和7年度評価 東西幹線軸 52本／日 南北幹線軸 16本／日
目標値の考え方	現状以上をめざす		
評価方法、タイミング	毎年度、時刻表を整理して評価を実施する	目標値	令和12年度評価 東西幹線軸 52本／日以上 南北幹線軸 16本／日以上

第4章 計画の進捗管理

▼各評価指標の内容 (2/4)

評価指標⑤ 幹線軸の利用者数

評価対象	東西幹線軸（鉄道、かつらぎ町コミュニティバスの合計）、南北幹線軸（かつらぎ町コミュニティバス）の年間利用者数（鉄道は町内各駅の乗車人数）	現状値	令和7年度評価 東西幹線軸 467,147人 南北幹線軸 8,891人
目標値の考え方	現状以上をめざす	目標値	令和12年度評価 東西幹線軸 467千人以上 南北幹線軸 89千人以上
評価方法、タイミング	毎年度、事業者から前年度の利用者数の報告を受け、活性化協議会にて取りまとめて評価を実施する		

評価指標⑥ 交通結節点や幹線軸の機能の充実に係る事業の実施数

評価対象	施策2～4に該当する事業の実施数	現状値	令和7年度評価 1件
目標値の考え方	5年間で想定される事業数以上をめざす	目標値	令和12年度評価 （令和11年度実績） 延べ6件以上
評価方法、タイミング	毎年度、活性化協議会にて実施状況を取りまとめて評価を実施する		

評価指標⑦ 送迎をしてもらう／送迎をする割合

評価対象	かつらぎ町民の「送迎をしてもらう」「送迎をする」割合（合計）	現状値	令和7年度評価 61.5%
目標値の考え方	現状以下をめざす	目標値	令和12年度評価 61%以下
評価方法、タイミング	計画最終年度に町民アンケート調査を実施し、評価を実施する		

評価指標⑧ 送迎の負担感

評価対象	かつらぎ町民の送迎の負担感（やや感じる＋大いに感じるの合計）	現状値	令和7年度評価 74.2%
目標値の考え方	現状以下をめざす	目標値	令和12年度評価 74%以下
評価方法、タイミング	計画最終年度に町民アンケート調査を実施し、評価を実施する		

評価指標⑨ 公共交通分担率

評価対象	かつらぎ町民の普段の外出における公共交通分担率	現状値	令和7年度評価 15.2%
目標値の考え方	現状以上をめざす	目標値	令和12年度評価 15%以上
評価方法、タイミング	計画最終年度に町民アンケート調査を実施し、評価を実施する		

▼各評価指標の内容 (3/4)

評価指標⑩ 免許返納者数				
評価対象	かつらぎ町内における運転免許の自主返納者数	現状値	令和7年度評価 (令和6年度実績)	105人
目標値の考え方	現状以上をめざす			
評価方法、タイミング	毎年度、公安委員会からかつらぎ警察署管内（かつらぎ町、橋本市高野口町の一部を含む）における前年度末時点の返納者数の報告を受け、活性化協議会にて評価を実施する	目標値	令和12年度評価 (令和11年度実績)	105人以上
評価指標⑪ 他分野と連携して実施した事業の実施数				
評価対象	施策6～8に該当する事業の実施数	現状値	令和7年度評価	5件
目標値の考え方	5年間で想定される事業数以上をめざす			
評価方法、タイミング	毎年度、活性化協議会にて実施状況を取りまとめて評価を実施する	目標値	令和12年度評価 (令和11年度実績)	延べ11件以上
評価指標⑫ バス・タクシーの二種免許取得支援制度の利用者数				
評価対象	本町内の公共交通を運行するバス・タクシー事業者のうち、二種免許取得支援制度(自社支援を含む)を利用した人数	現状値	令和7年度評価	2人
目標値の考え方	現状以上をめざす			
評価方法、タイミング	毎年度、事業者から前年度末時点の運転士の数の報告を受け、活性化協議会にて取りまとめて評価を実施する	目標値	令和12年度評価	2人以上
評価指標⑬ 利用者1人あたりの公共交通の公的資金投入額（町負担分）				
評価対象	かつらぎ町コミュニティバス、デマンド乗合交通の維持に係る費用負担（決算額で整理）を年間利用者数で除した値	現状値	令和7年度評価 (令和7年度推計)	3,829円 ※令和7年度実証運行結果をもとに推計
目標値の考え方	現状以下をめざす			
評価方法、タイミング	毎年度、活性化協議会にて前年度の決算額を整理し、評価を実施する	目標値	令和12年度評価 (令和11年度実績)	3,800円以下

第4章 計画の進捗管理

▼各評価指標の内容（4/4）

評価指標⑭ 公共交通の収支率			
評価対象	かつらぎ町コミュニティバス、デマンド乗合交通の収支率（運賃収入の合計額÷運行経費の合計額）	現状値	令和7年度評価（令和7年度推計） 4.8% ※令和7年度実証運行結果をもとに推計
目標値の考え方	現状以上をめざす	目標値	令和12年度評価（令和11年度実績） 4.8%以上
評価方法、タイミング	毎年度、事業者から前年度の運行経費や運賃収入の報告を受け、活性化協議会にて取りまとめて評価を実施する		

4.3 計画の推進・マネジメント

計画の進捗管理はかつらぎ町地域公共交通活性化協議会にて実施しますが、同協議会の下部組織にあたる事業者部会において、各年度の取組内容の検討や取組の結果報告、評価指標の整理、その他公共交通施策における課題共有・意見交換などを実施します。

▼事業者部会の概要

かつらぎ町地域公共交通活性化協議会	
↑ 議論内容を適宜報告	
かつらぎ町地域公共交通活性化協議会 交通事業者部会*34	
開催予定回数	年3回程度（5月、10月、3月を予定）
協議事項	5月 前年度事業の評価、今年度事業の内容の整理、事業の進捗管理、目標の達成状況の評価 10月 次年度の事業構想の意見交換（予算把握） 3月 次年度事業に係る予算の見通し、次年度事業の内容の協議

また、本計画に基づく施策遂行は右記のスケジュールにて実施することとし、適宜進捗管理や改善等を図ります。

令和 8 年 6 月 23 日

かつらぎ町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
かつらぎ町の公共交通はJR和歌山線（5駅）、かつらぎ町コミュニティバス（3路線）、デマンド型乗合（5路線）で構成されていた。生活拠点は紀の川沿いに集中する一方で、山間部や点在する集落では公共交通の利便性が低く、交通空白地や交通不便地域が広がっており、免許を持たない高齢者や高校生等の移動手段が十分に確保されていない状況にあった。 このため「交通空白解消緊急対策事業」の採択を受け、令和7年10月からデマンド乗合交通「かつらいど」の実証運行を開始した。実証運行は開始当初から区域運行とほぼドアツードアの運行形態で実施し、通院・買物等の町民の移動ニーズを支える重要なサービスであることが確認されたことから、令和8年4月に本格運行へ移行している。 以上の経緯及び現状を踏まえながらも、交通事業者や自治体の運営努力だけでは維持することが困難なため、公共地域公共交通確保維持事業補助金の活用により、デマンド乗合交通「かつらいど」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させることが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・公共交通（鉄道、かつらぎ町コミュニティバス、かつらぎ町デマンド乗合交通、ふれあいサービス花園地区交通空白地有償運送）の利用者総数 479,000人以上（令和6年度実績478,665人）を目指す。 ・利用者1人あたりの公共交通の公的資金投入額（町負担分）3,800円以下（令和7年度推計 3,829円）とする。 ・公共交通の収支率を4.8%以上（令和7年度実績 4.8%）とする（かつらぎ町地域公共交通計画 P36～39 参照）
(2) 事業の効果
デマンド乗合交通を区域運行およびドアツードアで導入することで、これまでコミュニティバスや乗合タクシーが利用しにくかった住民（特に高齢者）の利用が可能となり、地域内の移動手段の改善や、地域外交通への接続といった地域公共交通の課題解決につながる事が期待できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・利用しやすい運賃体系の検討（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者、かつらぎ町） ・交通結節点における機能の強化（活性化協議会、鉄道事業者） ・交通結節点における良好な待合環境の確保の検討（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者） ・交通結節点が目的地となる仕組みづくり（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者、社会福祉協議会） ・利用状況を踏まえたデマンド乗合交通の改善（活性化協議会、バス・タクシー事業者、かつらぎ町） ・公共交通マップ、総合時刻表の作成・配布（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者、社会福祉協議会） ・公共交通に関する出前授業・乗り方教室等の開催（活性化協議会、鉄道・バス・タクシー事業者、町教育委員会、いきいきサロン代表者、和歌山線活性化検討委員会） ・学校生活における公共交通利用の取り組み（町教育委員会、活性化協議会、バス事業者）

・ 持続可能な交通体系の確立に向けた資金の確保（活性化協議会、かつらぎ町、国、和歌山県、タクシー事業者） （かつらぎ町地域公共交通計画 P21～34 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
別添 表 1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
該当なし
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
【公共交通の利用者総数】 ・ 交通事業者からの提供資料等による鉄道、かつらぎ町コミュニティバス、デマンド乗合交通、ふれあいサービスの年間利用者数の合計（鉄道は町内各駅の乗車人数）を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う。 【1人あたりの公共交通の公的資金投入額】 ・ かつらぎ町コミュニティバス、デマンド乗合交通の維持に係る費用負担額（決算額で整理）を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う。 【公共交通の収支率】 ・ 交通事業者からの提供資料等によるかつらぎ町コミュニティバス、デマンド乗合交通の運行経費や運賃収入を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和6年度】

令和7年3月 かつらぎ町地域公共交通活性化協議会設立準備委員会 設立

【令和7年度】

令和7年5月 第1回 かつらぎ町地域公共交通活性化協議会 総会

令和7年6月 第2回 かつらぎ町実施の実証運行について

令和7年8月 第3回（書面）現行デマンド型乗合タクシーの休止について
実証運行中の料金について

令和7年10月 第4回 デマンド乗合交通「かつらいど」実証運行について
かつらぎ町地域公共交通計画策定業務について

令和8年1月 第5回 デマンド乗合交通「かつらいど」実証運行について
かつらぎ町地域公共交通計画（素案）について検討

令和8年2月 かつらぎ町地域公共交通計画（案）について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

かつらぎ町地域公共交通計画の策定にあたっては

- ・町民アンケートの実施
- ・高校生及び保護者アンケートの実施
- ・民生児童委員・サロン責任者アンケートの実施
- ・交通事業者ヒアリングの実施
- ・パブリックコメントの実施

を行い、広く意見を反映するよう努めた。

またデマンド乗合交通「かつらいど」の運行（本格運行）にあたっては、実証運行中に利用者アンケートを行い、利用登録者アンケートの結果や窓口に寄せられた意見・要望を蓄積し、運行内容の見直しに反映させている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

（所 属）企画公室 交通政策係

（氏 名）西川 依里

（電 話）0736-22-0300

（e-mail）kikaku-kotsu@town.katsuragi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名		市区町村名		協議会名	
和歌山県		伊都郡かつらぎ町		かつらぎ町地域公共交通活性化協議会	

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行日数	計画運行日数	利用促進 特別措置	運送継続 特別措置	運行形態 の別	補助開始年度	基準化で該当 する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保 する要件（別表7のみ）	基準化で該当 する要件（別表7のみ）	
					起点	経由地	終点												
1	かつらぎ町	株式会社 有交紀北	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシー」など）	(1) テマンド乗合交通「かつらいど」	かつらぎ町内（花田地域以外）					244.0日	14,396回			区域型	令和8年度	②(1) 不便地域（法定）	交通不便地域（過疎地）を通り、鉄道と接続（笠田駅・砂寺駅）	① 新たに運行開始	
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

年度	
令和9年度	

年度
令和 9 年度

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
和歌山県	伊都郡かつらぎ町	かつらぎ町地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

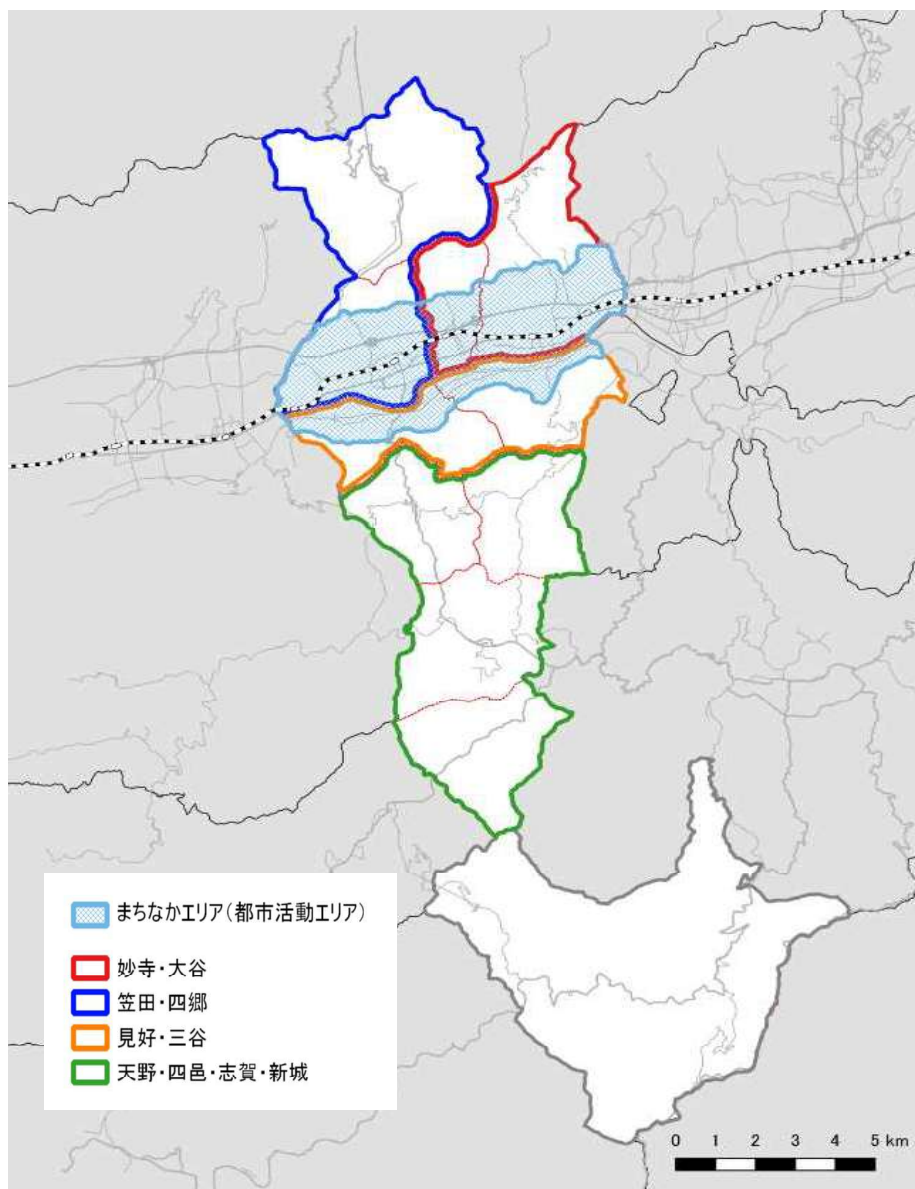
	人 口
人口集中地区以外（人）	人
交通不便地域等（人）	14,572 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
14,572 人	かつらぎ町全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

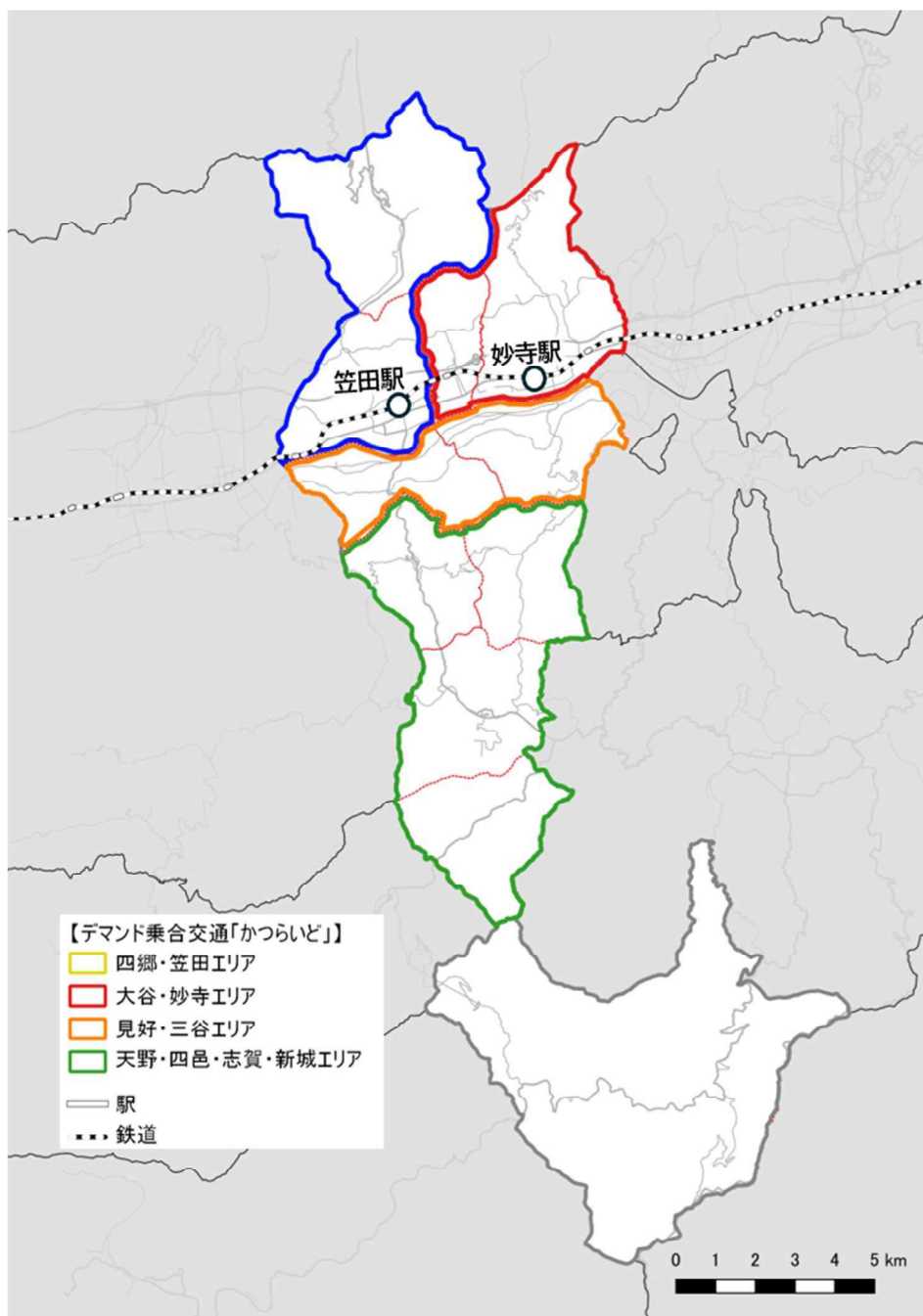
計画名	策定年月日	特例適用開始年度



▲「かつらいど」区域図

- ◆ 妙寺・大谷エリア
- ◆ 笠田・四郷エリア
- ◆ 見好・三谷エリア
- ◆ 天野・四邑・志賀・新城エリア を運行

幹線との接続状況



デマンド乗合交通「かつらいど」運行時刻・区域図

1

平日のみ（土日祝、12/31～1/3は運休）
8時～19時30分（最終乗車）まで

運行日時

運行内容

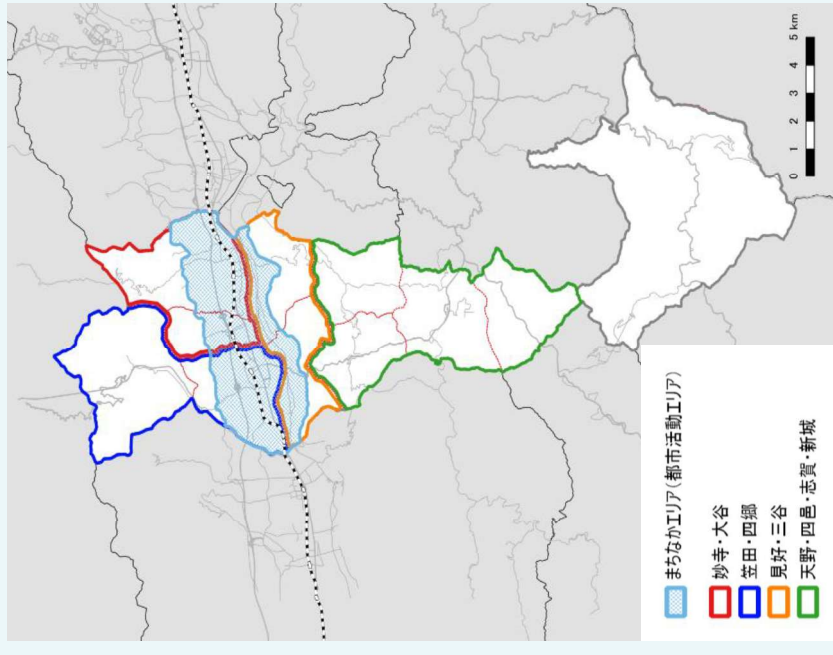
おでかけ便	オンデマンド運行	帰宅便
8:00 ～ 8:40	9:00～17:30	17:30～ 19:30 (最終乗車)
 まちなか ポイント 	 自宅 エリア内の 目的地 	 まちなか ポイント  自宅

運賃（小学生以下はそれぞれ半額）

1回の乗車 600円
または、
乗り放題 月額 3,000円

区域運行

乗降場所は自宅付近～まちなか
エリアの生活施設が基本



▲「かつらいど」区域図

予約方法

ご利用の2週間前から60分前までご予約
いただけます。
※午前1便目は前日18:30までにご予約ください。
スマートフォンやWebをご利用の方は、
右の二次元コードを読み取るか、かつらぎ町
公式LINEからご予約いただけます。



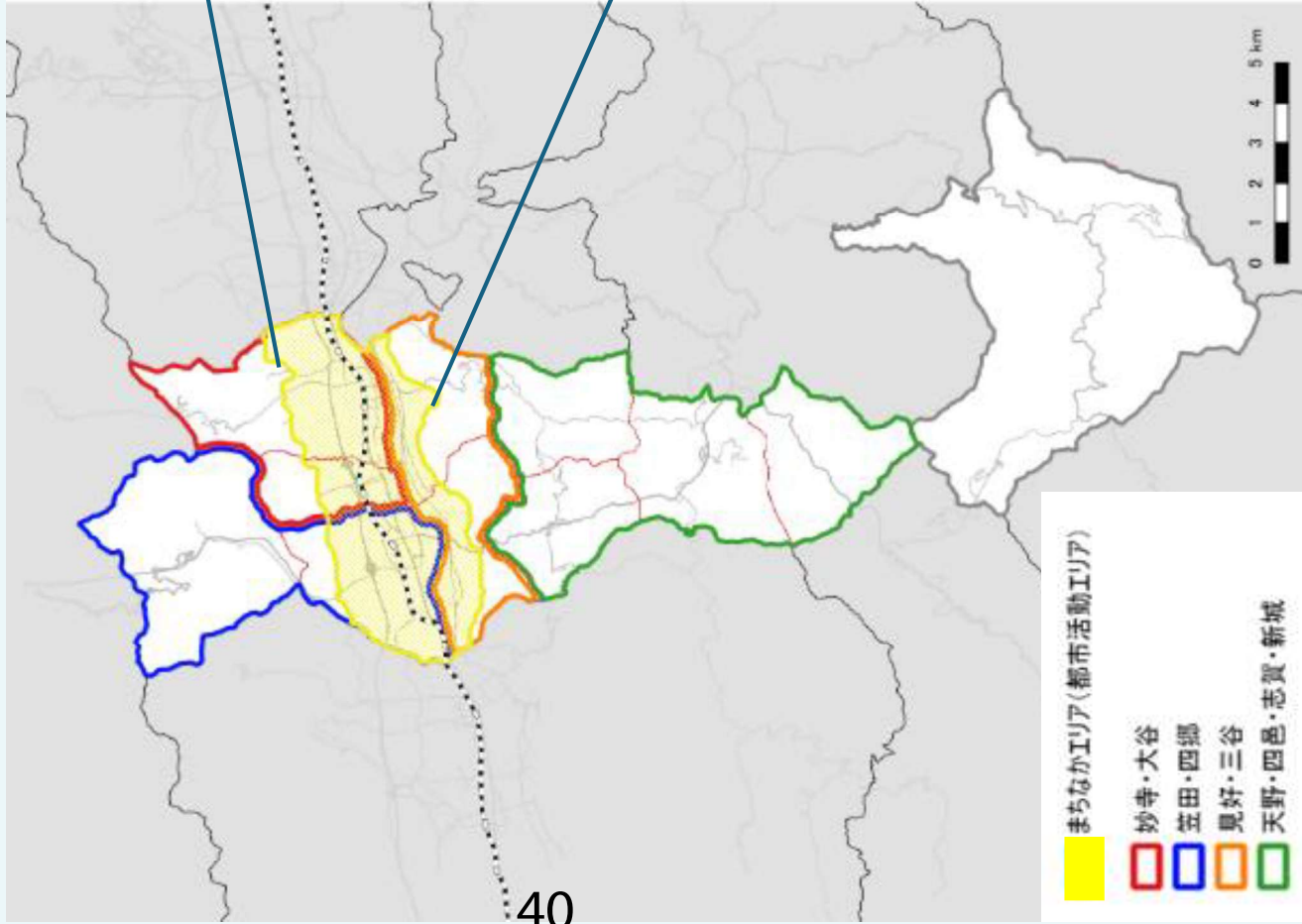
予約は
こちら

予約センター(株)有交紀北

☎ 0736-22-3333

予約受付時間（7:00～18:30）

- ◆ 妙寺・大谷エリア
 - ◆ 笠田・四郷エリア
 - ◆ 見好・三谷エリア
 - ◆ 天野・四邑・志賀・新城エリア
- 以上の4つのエリアに分割

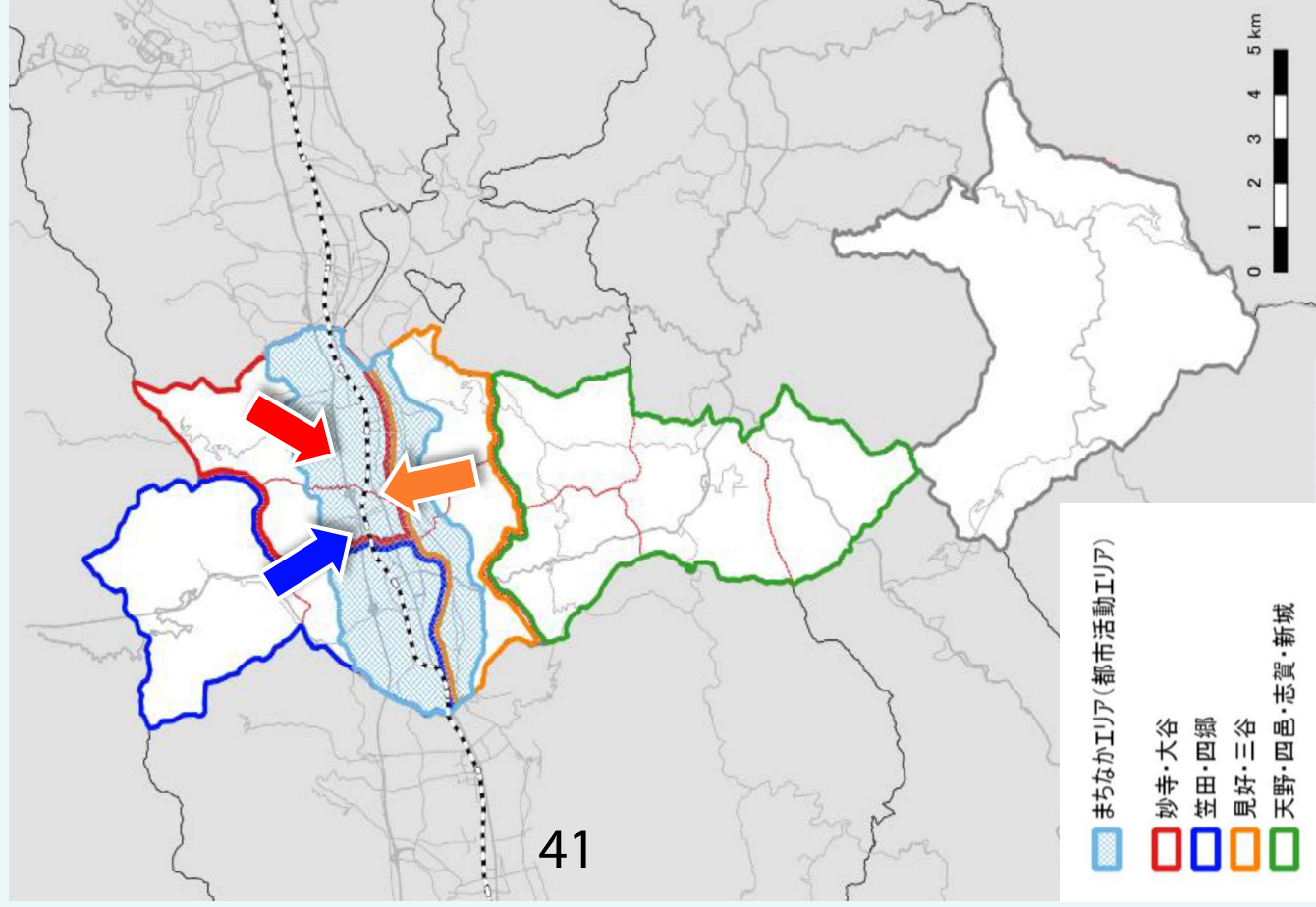


まちなかエリア（抜粋）

まちなかポイントの主な乗降場所



駅・バス停	笠田公民館佐野分館	郵便局・銀行	ホームストックかつらぎ店
1 西笠田駅	6 妙寺公民館	1 笠田郵便局	6 セイムスかつらぎ佐野店
2 笠田駅	7 笠田東コミュニティセンター	2 大谷郵便局	7 ドコモショップかつらぎ店
3 大谷駅	8 丁ノ町地域交流センター	3 かつらぎ郵便局	8 デイリーヤマザキ妙寺店
4 妙寺駅	9 新田区民会館	4 洪田郵便局	9 ファミリーマート大谷店
5 中飯降駅	10 中飯降地域交流センター	5 妙寺郵便局	10 ローソンかつらぎ町笠田
コミュニティバス停留所	11 大谷公民館	6 紀陽銀行笠田支店	11 ローソンかつらぎ町笠田中
病院・医院	12 見好公民館	7 紀陽銀行ATM妙寺	12 ローソンかつらぎ町妙寺
1 紀北分院	13 河南地域交流センター	8 JAかつらぎ支店	13 セブンイレブン東洪田店
町内の医療機関	14 三谷公民館	9 JAかつらぎ南支店	14 道の駅紀の川万葉の里
公共施設	15 社会福祉協議会	買い物先	その他
1 かつらぎ町役場	16 保健福祉センター	1 よってってかつらぎ店	1 かつらぎ温泉八風の湯
2 あじさいホール	17 かつらぎ公園	2 エバグリーンかつらぎ店	2 かつらぎ斎場
3 かつらぎ町公民館	18 西部公園パークゴルフ場	3 オークワかつらぎ店	3 JAわかやまかつらぎ中央総合選果場
4 笠田ふるさと交流館	19 かつらぎ警察署	4 Seriaかつらぎ店	その他飲食店・介護事業所等もあります



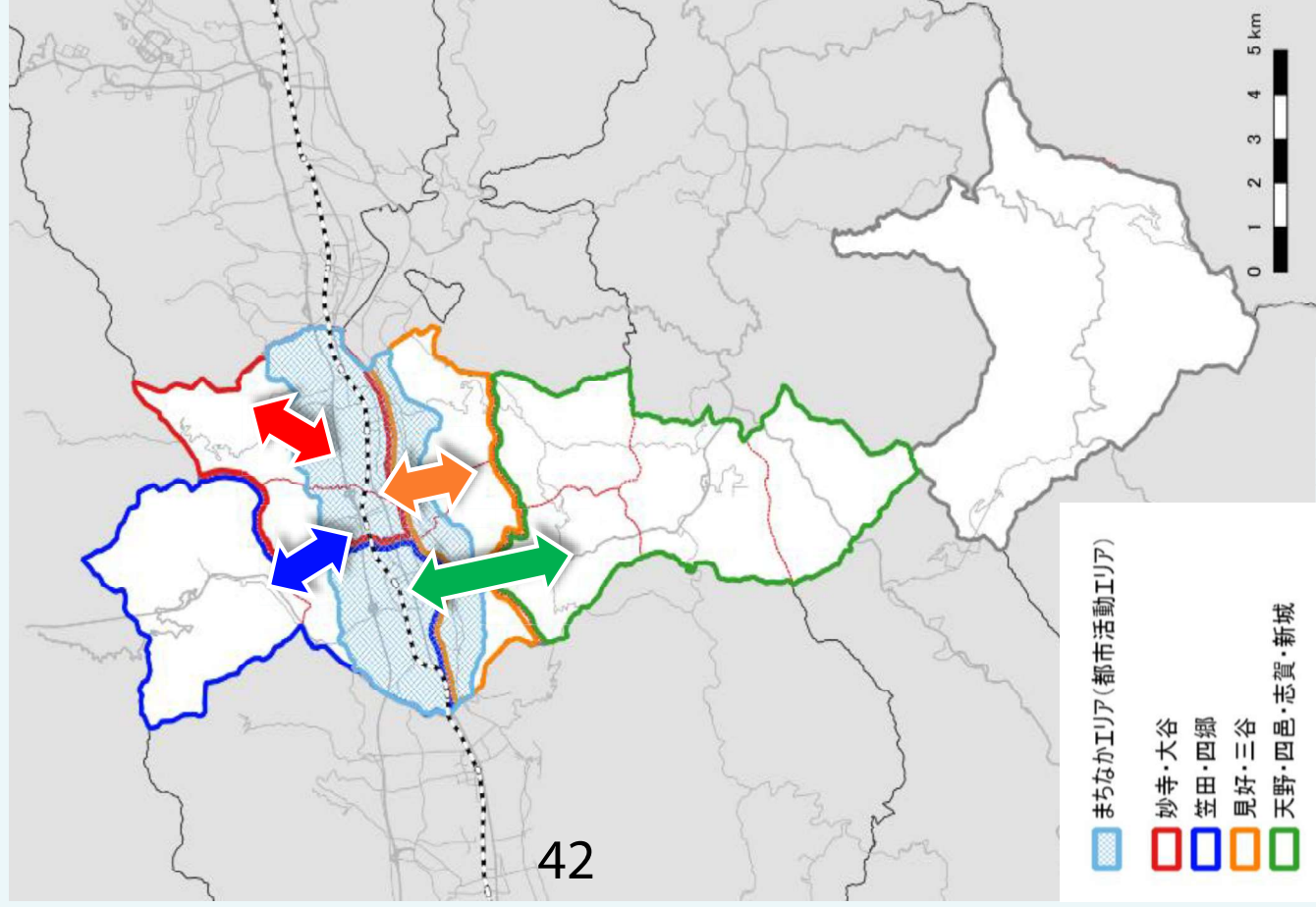
■ 8:00乗車による3便運行（3台体制）

- 四郷・笠田→まちなか便
- 妙寺・大谷→まちなか便
- 見好・三谷→まちなか便

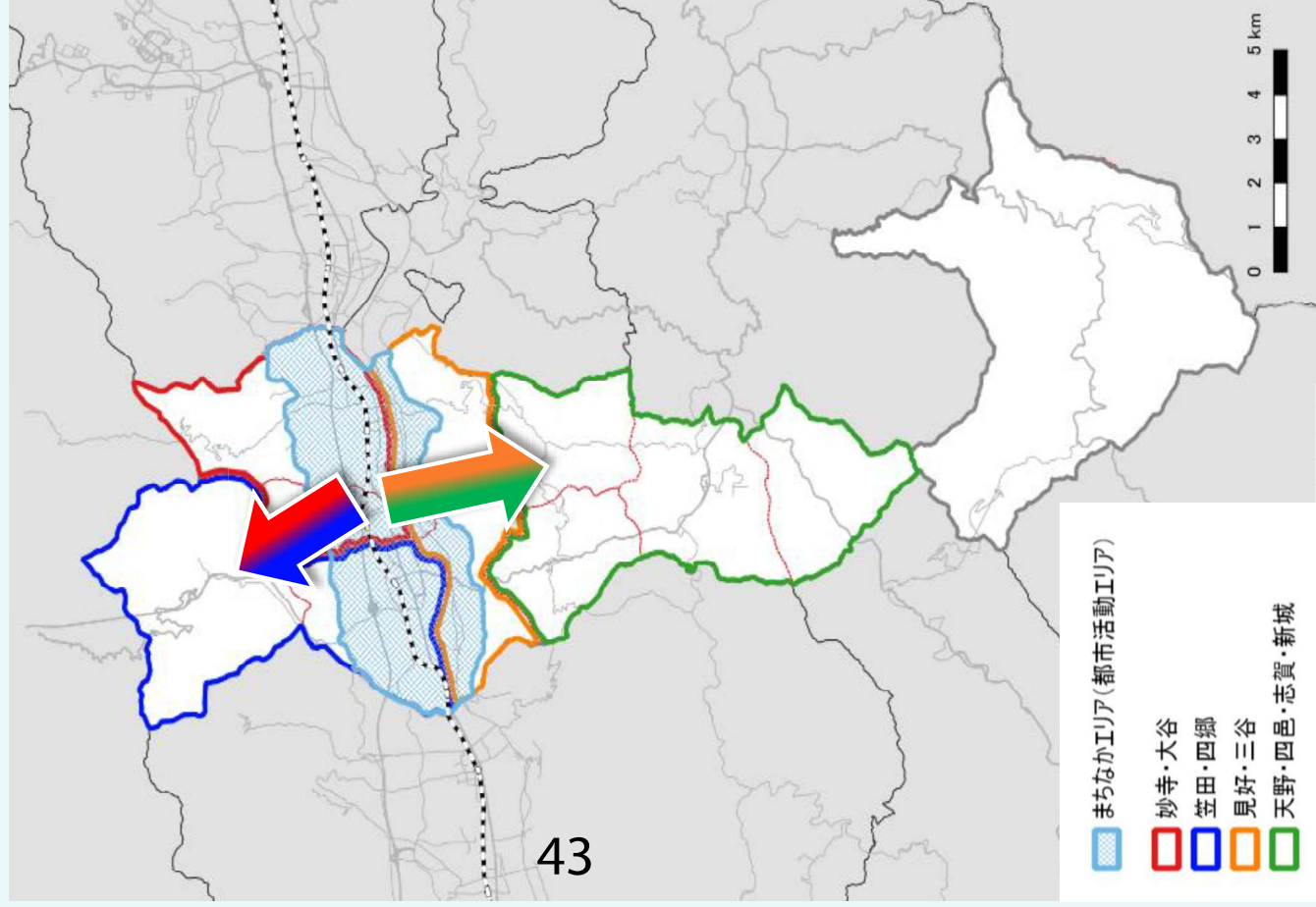
※各エリアからまちなかエリアへの移動に限定

■ ターゲット：通学、通院、町外へのおでかけ（JR接続）

■ 目的地への到着時間を優先した運行（病院予約等を想定）



- オンデマンド運行（5台体制）
- 移動需要に応じて柔軟に配車する
- ターゲット：買い物物、通院、町外へのお出かけ（JR接続）
- 自宅と自宅エリア内の目的地間または自宅とまちなかエリア間の移動を基本
 - まちなかエリア内の「まちなかポイント」間の利用は不可



- 目安ダイヤによる2便運行（2台体制）
 - まちなか→河北方面便
 - まちなか→河南方面便
 - ※まちなかエリアから各エリアへの移動に限定
- JRのダイヤに合わせて配車時間を設定する。
- ターゲット：通学（帰宅）

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₅₉	2 ₅₉	3	4
5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10	11
12	13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17	18
19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22 ₅₉	23 ₅₉	24	25
26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29 ₅₉	30 ₅₉	31	

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2 ₅₉	3	4 ₅₉	5 ₅₉	6 ₅₉	7	8
9 ₅₉	10 ₅₉	11 ₅₉	12 ₅₉	13 ₅₉	14	15
16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19 ₅₉	20 ₅₉	21	22
23	24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27 ₅₉	28	29
30 ₅₉						

10月	21日	1239.回
11月	19日	1121.回

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ₅₉	2 ₅₉	3 ₅₉	4 ₅₉	5	6
7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11 ₅₉	12	13
14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19	20
21 ₅₉	22 ₅₉	23 ₅₉	24 ₅₉	25 ₅₉	26	27
28 ₅₉	29 ₅₉	30 ₅₉	31			

R9年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4 ₅₉	5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9	10
11	12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16	17
18 ₅₉	19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22 ₅₉	23	24
25 ₅₉	26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29 ₅₉	30	31

12月	22日	1298.回
1月	19日	1121.回

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₅₉	2 ₅₉	3 ₅₉	4 ₅₉	5 ₅₉	6	7
8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11	12 ₅₉	13	14
15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19 ₅₉	20	21
22 ₅₉	23	24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27	28

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₅₉	2 ₅₉	3 ₅₉	4 ₅₉	5 ₅₉	6	7
8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11 ₅₉	12 ₅₉	13	14
15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19 ₅₉	20	21
22	23 ₅₉	24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27	28
29 ₅₉	30 ₅₉	31 ₅₉				

2月	18日	1062.回
3月	22日	1298.回

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₅₉	2 ₅₉	3	4
5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10	11
12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17	18
19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22 ₅₉	23 ₅₉	24	25
26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29	30 ₅₉		

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6 ₅₉	7 ₅₉	8	9
10 ₅₉	11 ₅₉	12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15	16
17 ₅₉	18 ₅₉	19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22	23
24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29	30
31 ₅₉						

4月	21日	1239.回
5月	18日	1062.回

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ₅₉	2 ₅₉	3 ₅₉	4 ₅₉	5	6
7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11 ₅₉	12	13
14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19	20
21 ₅₉	22 ₅₉	23 ₅₉	24 ₅₉	25 ₅₉	26	27
28 ₅₉	29 ₅₉	30 ₅₉				

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₅₉	2 ₅₉	3	4
5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10	11
12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17	18
19	20 ₅₉	21 ₅₉	22 ₅₉	23 ₅₉	24	25
26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29 ₅₉	30 ₅₉	31	

6月	22日	1298.回
7月	21日	1239.回

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2 ₅₉	3 ₅₉	4 ₅₉	5 ₅₉	6 ₅₉	7	8
9 ₅₉	10 ₅₉	11	12 ₅₉	13 ₅₉	14	15
16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19 ₅₉	20 ₅₉	21	22
23 ₅₉	24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27 ₅₉	28	29
30 ₅₉	31 ₅₉					

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₅₉	2 ₅₉	3 ₅₉	4	5
6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11	12
13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18	19
20	21 ₅₉	22 ₅₉	23	24 ₅₉	25	26
27 ₅₉	28 ₅₉	29 ₅₉	30 ₅₉			

8月	21日	1239.回
9月	20日	1180.回

R9年10月

月	火	水	木	金	土	日
				1 ₅₉	2	3
4 ₅₉	5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9	10
11	12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16	17
18 ₅₉	19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22 ₅₉	23	24
25 ₅₉	26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29 ₅₉	30	31

R9年11月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₅₉	2 ₅₉	3	4 ₅₉	5 ₅₉	6	7
8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11 ₅₉	12 ₅₉	13	14
15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19 ₅₉	20	21
22 ₅₉	23	24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27	28
29 ₅₉	30 ₅₉					

10月 20日 1180.回

11月 20日 1180.回

R9年12月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₅₉	2 ₅₉	3 ₅₉	4	5
6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11	12
13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18	19
20 ₅₉	21 ₅₉	22 ₅₉	23 ₅₉	24 ₅₉	25	26
27 ₅₉	28 ₅₉	29 ₅₉	30 ₅₉	31		

R10年1月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4 ₅₉	5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8	9
10	11 ₅₉	12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15	16
17 ₅₉	18 ₅₉	19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22	23
24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29	30
31 ₅₉						

12月 22日 1298.回

1月 19日 1121.回

R10年2月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ₅₉	2 ₅₉	3 ₅₉	4 ₅₉	5	6
7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11	12	13
14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19	20
21 ₅₉	22 ₅₉	23	24 ₅₉	25 ₅₉	26	27
28 ₅₉	29 ₅₉					

R10年3月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₅₉	2 ₅₉	3 ₅₉	4	5
6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11	12
13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18	19
20	21 ₅₉	22 ₅₉	23 ₅₉	24 ₅₉	25	26
27 ₅₉	28 ₅₉	29 ₅₉	30 ₅₉	31 ₅₉		

2月 19日 1121.回

3月 22日 1298.回

R10年4月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3 ₅₉	4 ₅₉	5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8	9
10 ₅₉	11 ₅₉	12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15	16
17 ₅₉	18 ₅₉	19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22	23
24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29	30

R10年5月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₅₉	2 ₅₉	3	4	5	6	7
8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11 ₅₉	12 ₅₉	13	14
15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19 ₅₉	20	21
22 ₅₉	23 ₅₉	24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27	28
29 ₅₉	30 ₅₉	31 ₅₉				

4月 20日 1180.回

5月 20日 1180.回

R10年6月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₅₉	2 ₅₉	3	4
5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10	11
12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17	18
19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22 ₅₉	23 ₅₉	24	25
26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29 ₅₉	30 ₅₉		

R10年7月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3 ₅₉	4 ₅₉	5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8	9
10 ₅₉	11 ₅₉	12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15	16
17	18 ₅₉	19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22	23
24 ₅₉	25 ₅₉	26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29	30
31 ₅₉						

6月 22日 1298.回

7月 20日 1180.回

R10年8月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ₅₉	2 ₅₉	3 ₅₉	4 ₅₉	5	6
7 ₅₉	8 ₅₉	9 ₅₉	10 ₅₉	11	12	13
14 ₅₉	15 ₅₉	16 ₅₉	17 ₅₉	18 ₅₉	19	20
21 ₅₉	22 ₅₉	23 ₅₉	24 ₅₉	25 ₅₉	26	27
28 ₅₉	29 ₅₉	30 ₅₉	31 ₅₉			

R10年9月

月	火	水	木	金	土	日
				1 ₅₉	2	3
4 ₅₉	5 ₅₉	6 ₅₉	7 ₅₉	8 ₅₉	9	10
11 ₅₉	12 ₅₉	13 ₅₉	14 ₅₉	15 ₅₉	16	17
18	19 ₅₉	20 ₅₉	21 ₅₉	22	23	24
25 ₅₉	26 ₅₉	27 ₅₉	28 ₅₉	29 ₅₉	30	

8月 22日 1298.回

9月 19日 1121.回

R10年10月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R10年11月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 21日 1239.回

11月 20日 1180.回

R10年12月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R11年1月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

12月 21日 1239.回

1月 19日 1121.回

R11年2月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

R11年3月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 18日 1062.回

3月 21日 1239.回

R11年4月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

R11年5月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月 20日 1180.回

5月 21日 1239.回

R11年6月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

R11年7月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月 21日 1239.回

7月 21日 1239.回

R11年8月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R11年9月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

8月 23日 1357.回

9月 18日 1062.回